

令和2年第5回今帰仁村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和2年10月27日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	10月27日 午前10時25分		
	閉 会	10月27日 午前11時36分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希		
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	6	吉 田 清 尊		
欠席（不応招）議員	5	座間味 邦 昭		
	9	山 城 太		
会議録署名議員	10	與 儀 常 次	11	嘉 陽 崇
職務のため議場に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	大 木 明 美
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名	村 長	久 田 浩 也	経 済 課 長	久 田 哲 史
	副 村 長	—	福祉保健課長	宮 里 晃
	教 育 長	玉 城 奎	幼 保 連 携 推 進 室 長	久 田 友 也
	総 務 課 長	我那覇 隆 文	会 計 管 理 者	金 城 寛 樹
	企画財政課長	田 港 朝 津	住 民 課 補 佐 兼 住 民 税 係 長	新 川 毅
	学校教育課長	桃 原 秀 樹		
	社会教育課長	嘉 陽 健		
建設課長兼 水道課長	嶺 井 雄 二			

令和2年第5回今帰仁村議会臨時会

議事日程第1号

令和2年10月27日（火曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第42号	工事請負契約について	説明・質疑 討論・採決 説明・質疑 討論・採決 説明・質疑 討論・採決
4	議案第43号	工事請負契約について	
5	議案第44号	令和2年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について	

○ 座間味 薫 議長 ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、直ちに令和2年第5回今帰仁村議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時25分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番 與儀常次議員及び11番 嘉陽崇議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3. 「議案第42号 工事請負契約について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長

議案第42号

工事請負契約について

令和2年度今泊港川改修工事(8工区)について、次のように工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

1 契約の目的	令和2年度今泊港川改修工事(8工区)
2 原契約の金額	73,150,000円
3 変更契約の金額	5,720,000円
4 契約の相手方	今帰仁村字仲宗根249番地の5 株式会社 金良建設 代表取締役 金良 敏夫

令和2年10月27日提出

今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

令和2年度今泊港川改修工事(8工区)の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年条例第18号)第2条の規定により、議会の議決を必要とする

ため、この議案を提出します。

次ページに、工事請負変更契約書を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思います。

変更の概要については、建設課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 議案第42号 工事請負契約について、変更の概要を説明したいと思います。

変更につきましては、護岸部の鋼矢板工の増になります。あと、工期の延長が76日間の増となります。

以上です。

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第42号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第42号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第43号 工事請負契約について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長

議案第43号

工事請負契約について

令和元年度古宇利島観光拠点施設整備工事（浄化槽）について、次のように工事請負変更契約を締結したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

1 契約の目的	令和元年度古宇利島観光拠点施設整備工事（浄化槽）
2 原契約の金額	57,200,000円
3 変更契約の金額	減額 5,852,000円
4 契約の相手方	今帰仁村字天底86番地

有限会社 上宏工業
代表取締役 外間 宏正

令和2年10月27日提出
今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

令和元年度古宇利島観光拠点施設整備工事（浄化槽）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第18号）第2条の規定により議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

次ページに、工事請負変更契約書を添付してございますので、お目通しいただきたいと思っております。
変更の概要につきましては、建設課長のほうから説明いたします。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 議案第43号 工事請負契約についての変更概要を説明いたします。

本件、浄化槽工事にて掘削に伴うコンクリート撤去を想定しておりましたが、コンクリートが出現しなかったため、数量の減を行うこととなります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第43号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第43号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 「議案第44号 令和2年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長

議案第44号

令和2年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和2年度今帰仁村一般会計補正予算（第7回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,997万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億1,506万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年10月27日提出
今帰仁村長 久田浩也

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,132,434	△10,999	2,121,435
	2 国庫補助金	1,651,069	△10,999	1,640,070
16 県支出金		932,260	5,622	937,882
	2 県補助金	617,826	5,622	623,448
17 財産収入		23,399	471	23,870
	2 財産売却収入	379	471	850
19 繰入金		462,816	54,785	517,601
	1 繰入金	462,816	54,785	517,601
22 村債		305,170	100	305,270
	1 村債	305,170	100	305,270
歳入合計		7,265,089	49,979	7,315,068

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,219,218	55,924	1,275,142
	1 総務管理費	1,061,774	55,924	1,117,698
3 民生費		3,029,963	0	3,029,963
	1 社会福祉費	2,217,074	0	2,217,074
	2 児童福祉費	812,889	0	812,889
4 衛生費		465,401	0	465,401
	1 保健衛生費	227,241	0	227,241
6 農林水産業費		456,899	△3,250	453,649
	1 農業費	367,699	△9,250	358,449
	3 水産業費	80,651	6,000	86,651
7 商工費		335,896	9,250	345,146
	1 商工費	335,896	9,250	345,146
10 教育費		724,656	△11,945	712,711
	5 社会教育費	202,604	△11,945	190,659
	6 保健体育費	162,071	0	162,071
歳出合計		7,265,089	49,979	7,315,068

第2表 地 方 債 補 正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
農村集落基盤再編・整備事業 西地区	千円 11,100	証 書 借 入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合では その債権者と 協定するもの による。ただ し、村財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは は、低利に借 換えすること ができる。	千円 11,100	証 書 借 入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合では その債権者と 協定するもの による。ただ し、村財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは は、低利に借 換えすること ができる。
漁村地域整備交付金事業	9,400	〃			10,100	〃		
水産環境整備事業	300	〃			400	〃		
村道越地与比地小浜原線改良事業	4,300	〃			4,300	〃		
村道古宇利一周線道路改築事業	18,100	〃			18,100	〃		
沖縄振興特別推進交付金事業	55,900	〃			55,900	〃		
湧川第2団地新築事業	8,100	〃			8,100	〃		
臨時財政対策債	89,270	〃			89,270	〃		
総合活用整備事業(災害)	4,000	〃			3,300	〃		
本部半島・伊江島エリア観光促進事業 (古宇利島観光拠点施設整備)	12,000	〃			12,000	〃		
ゴミ運搬車導入事業	13,100	〃			13,100	〃		
庁舎建設事業 (市町村役場機能緊急保全事業)	70,000	〃			70,000	〃		
庁舎建設事業(一般単独事業)	9,600	〃			9,600	〃		
合 計	305,170			305,270				

なお、総括につきましては、企画財政課長のほうからご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 議案第44号 令和2年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について、節におきまして、歳入歳出とも300万円以上の項目について、説明いたします。

予算書の7ページをお開きください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、6目教育費国庫補助金、補正額はマイナス1,099万9,000円でございます。3節社会教育費補助金の社会教育費補助金、村内遺跡発掘調査等で、マイナスの563万6,000円と、総合活用整備事業（災害）で、マイナスの536万3,000円によるものでございます。

続いて8ページをお願いします。16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、補正額508万4,000円。4節水産業費補助金の漁村地域整備交付金事業の425万円が主なものでございます。

続いて10ページをお願いします。19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、補正額5,478万5,000円は、1節繰入金の今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金の5,500万円が主なものでございます。

続いて12ページ、をお願いします。こちらからは歳出になります。2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、補正額5,545万2,000円は、12節委託料のふるさと納税推進事業4,800万円が主なものでございます。

続いて16ページをお願いします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額マイナスの925万円は、18節負担金、補助及び交付金の今帰仁村農業者農業経営早期再建支援金事業のマイナスの925万円によるものでございます。

続いて17ページ、同じく6款農林水産業費、3項水産業費、3目漁港漁場建設費の補正額500万円は、12節委託料の漁村地域整備交付金事業のマイナスの474万円と、14節工事請負費の漁村地域整備交付金事業974万円によるものでございます。

続いて18ページをお願いします。7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、補正額900万円は、18節負担金、補助及び交付金の今帰仁村観光業経済回復及び村民の浜活用事業の900万円によるものでございます。

続いて2目観光振興費、補正額は25万円でございますが、18節負担金、補助及び交付金の今帰仁村法人事業経営者等早期再建支援金事業は1,350万円。今帰仁村商工業者、漁業者資金借入支援金事業、マイナスの1,350万円の組替えによるものとなっております。

続いて19ページをお願いします。10款教育費、5項社会教育費、3目文化財保護費、補正額マイナスの563万6,000円は、1節報酬の下のほうになりますけれども、報酬（村内遺跡発掘調査等事業）で、マイナスの371万3,000円が主なものでございます。

同じページの4目今帰仁城跡整備事業費、マイナスの630万9,000円は、12節委託料の総合活用整備事業（災害）で、971万3,000円と、14節工事請負費で総合活用整備事業（災害）のマイナスの1,622万5,000円が主なものでございます。

以上で、今回の補正の節における300万円以上の増減の説明となります。

○ 座間味 薫 議長 これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 議案第44号、歳入について、質疑いたします。

7ページ、15款2項6目の金額は、マイナス1,099万9,000円とちょっと大きくなっておりまして、この説明を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいま8番與那勝治議員の質疑について、説明いたします。

7ページ、15款2項6目教育費国庫補助金1,099万9,000円の減額についてです。まず、村内遺跡発掘調査等事業について、当初事業費が1,576万4,000円で計上しておりました。こちらは3月議会で成立しています。その以前に、予算のほうは編成されております。今年2月下旬にヒアリング等を行いまして、事業費が確定しました。事業費の確定が減額のとおり563万6,000円の減額で1,128万8,000円となっております。こちらは大きな項目としましては、すみません。こちらは歳出になりますので、歳出で質疑があれば、説明したいと思います。こちら予算のヒアリングによる結果の減額となっております。

続いて、総合活用整備事業の536万3,000円の減について、当初事業費が2,658万2,000円で、今回2,121万9,000円となっております。こちらは災害事業になります。今帰仁城跡の崩落箇所の事業で、今年7月に調査整備研究委員会がありまして、こちら崩落箇所に対する検討委員会があって、崩落箇所の基礎の部分の再調査の指導がありました。その指導に伴いまして、基礎の確認をするので、その下の部分の遺構調査が発生しました。それに伴い、その調査業務が加わりまして。よって今年予定しておりました修理工事が今年の工期では間に合わないということで、次年度に予定するという事で減額となっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時54分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時54分)

嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

村内遺跡発掘調査等の減額の要因といたしましては、発掘調査員、発掘整理員の人件費の減になります。人数とその月数の減額となります。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 歳入8ページお願いします。16款県支出金、2項県補助金の4目農林水産業費県補助金の中の4節水産業費補助金の508万4,000円の水産環境整備事業と漁村地域整備交付金事業の内容を、詳しく説明求めます。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいま10番與儀常次議員の質疑に対しまして、説明いたします。

8ページ、16款2項4目4節水産環境整備事業の83万4,000円の増額につきましては、委託費、歳出のほうでの委託料になりますけれども、今回浮魚礁の設計金額、資料収集、整理回収設置工事計画立案業務の内容等、増によりまして、歳入額の増額となっております。これは担当のほうで県と調整をして、他地域とのものも踏まえて、事業費は増額できるという状況もありまして、そこの中で踏まえて、今回増額す

るということでの内容でございます。

ちなみに浮魚礁の設置は次年度とっております。このための設計の増額となっております。これは沖縄県との調整の中で増額ということになっております。

続きまして、同じく4節の中の漁村地域整備交付金事業になりますけれども、これは今、運天漁港で進められております工事なんですけれども、本来残りの用地護岸工事が次年度を予定していたんですけれども、それも沖縄県との調整によりまして、残りの20.1メートル延長に伴う工事費の増額ということになりましたが、歳出のほうとも関連しますけれども、踏まえて今年度で用地護岸改良工事については、終わることになりました。本来であれば次年度だったんですけれども、今年度事業費の沖縄県との調整により、歳入として受けることが可能となりましたので、受けて歳出のほうで工事費として増額するということとなります。次年度については、浮き桟橋の整備ということで、一本化できるということになっております。そのための今回の歳入の増ということになります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありますか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 歳出12ページお願いします。歳出2款総務費、1項総務管理費の5目企画費、12節委託料、ふるさと納税推進事業の4,800万円、これの説明と。

13ページ、歳出3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の18節負担金、補助及び交付金の、今帰仁村専門家等活用支援助成金交付事業の248万2,000円の説明を求めます。

次に、18ページ、7款商工費、1項商工費、2目観光振興費の18節負担金、補助及び交付金の中の、今帰仁村法人事業経営者等早期再建支援事業1,350万円です。これ下のものと組替えなのかどうか、お伺いします。

最後に19ページ、10款教育費、5項社会教育費の4目今帰仁城跡整備事業費、14節工事請負費、これはマイナスの総合活用整備事業(災害)となっておりますけれども、これマイナスの要因、説明求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 10番與儀常次議員の質疑について、説明いたします。

12ページ、2款1項5目企画費の12節委託料、ふるさと納税推進事業4,800万円の予算計上でございますが、そのふるさと納税推進事業の委託料としましては、ふるさと納税の事業に当たりまして、お礼品代の精算、それからお礼品の送料、それと商工会やシステム会社への委託料等が含まれてございますが、当初予算で6,000万円で、9月の補正で3,300万円見込んで12月までということで、9月補正で見込んでいたんですが、去年から今年のマンゴーのふるさと納税の取扱いが多くなりまして、9月補正では12月をめぐりに精算できると見込んでおりましたけれども、通常12月までには、また年度末、3月までの精算ということで計上していたわけですが、12月までの見込みの中で、ふるさと納税の取扱いの中でマンゴーの注文が多かった状況から、12月もちょっとぎりぎりということになりましたので、今回の補正に併せて3月末

を見込んで、1年分を見込んで4,800万円を上乗せして、計上している状況でございます。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 10番與儀常次議員の質疑について、ご説明申し上げます。

13ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の18節負担金補助及び交付金、今帰仁村専門家等活用支援助成金交付事業についてでございますけれども、これにつきましては、その上にある12節委託料の感染症村民活動対策支援室の248万2,000円を組み替えるものでございまして、これにつきまして内容ですね。コロナ禍において、経営的に影響を受けている村内の事業者を支援するという事で、中小企業診断士、それから社会保険労務士、行政書士等の専門家を活用して、あらゆるこのコロナの助成金等でございますけれども、助成金、補助金等の制度の活用、それから経営力強化のための計画策定を行う事業者に対して、予算の範囲内において、助成していくというものでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 10番與儀常次議員の質疑について、説明いたします。

18ページの7款1項2目18節今帰仁村法人事業経営者等早期再建支援事業の1,350万円の増。今帰仁村商工業者、漁業者資金借入支援金事業、マイナスの1,350万円の組替えかということでもありますけれども、おっしゃるとおり組替えでございます。これは前回、第5回補正の中で計上させていただきました、まずは1個人当たり、1事業所当たり申告されている方に5万円を支援金として、支援したわけですが、それに伴って実績に応じて、実績が当初、計画していたものより、かなり落ち込んだものですから、それを踏まえてまた法人事業にも、そういった支援等がないかという指摘もございましたので、今回は法人事業の支援ということで計上しております。その上の役務費につきましても、振込手数料ということで25万円計上しております。今回については、村内法人事業について、コロナ禍に影響が出ている状況でございますので、支援していこうというふうな事業でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいま10番與儀常次議員の質疑について、説明いたします。

19ページお願いします。10款5項4目今帰仁城跡整備事業費、14節工事請負費の減額の要因について、説明いたします。

当初の予定では、5、6か所の解体、修理までということで、完成を予定しておりました。7月の整備調査研究委員会において、基礎根石に当たる部分が崩落の要因ではないかという指摘がありまして、その調査を行うために、調査業務が増額になっております。設計業務も含めて。それに伴いまして、解体、修理工事につきましては、今年度は解体工事のみで、修理工事は次年度に行うということになりまして、修理工事を減額して、追加になった調査業務を行うということで、減額となっております。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 再度、質疑いたします。

12ページの企画費のふるさと納税推進事業、これは業者は観光協会も商工会もという形でなのか。商工会だけでこの返礼品を取り扱っているのか、お伺いします。

それと返礼品の、前にも一般質問したんですけど、今後の統一化をこの予算でやるのか。マンガーでも

スイカでも糖度が全然違うんです、毎日。返礼品でぼんぼん来ています。宮古島市とか豊見城市は大体、一律の糖度だけど、マンゴーは。今帰仁村はそうじゃないということがあって、リピーターを増やすためには、このふるさと納税の返礼品だけではなくして、質の向上もこの予算に入っているのかどうか、お伺いします。

それと次、13ページ、この助成金、補助及び交付金は専門家ということでしたので、この専門家を雇う助成金という意味なのか。業者にとりか、指導とかも入っているのか、この補助金の中に。この賃金の補助金なのか、お伺いします。

次に18ページ、今帰仁村法人事業経営者等早期再生支援事業、さっきの課長の説明では、前に5万円ということであったんだけど、まだまだということであって、これは再度受付という形なのか。もしこれ通ったら、周知徹底は広報等とかでやるのか。どういった方法で、この事業を村民に活用を促すのか、お伺いします。

最後に19ページ、今帰仁城跡の工事請負費、課長の説明ではいろいろと派生して、ということであって基礎からという話があったんだけど、これは工事の見直しとして、一応は取り下げをして、予算が多くかかるから延期して、立派に調査しての計画を立てての事業ということに理解してよろしいのかどうか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

12ページのふるさと納税推進事業につきましては、質疑の商工会と観光協会という質疑でありましたが、委託業務としては商工会のほうに契約をしております。その中で観光商品を含めておりますので、その商工会のほうからまた観光商品を扱う場合には、観光協会というふうに商工会と観光協会の契約に基づいて、委託料が支払われているといこととございます。

それとその推進事業の中に、多分マンゴーとスイカのことだと思いますが、質の向上ということとございますが、その委託料としましては、例えばですが、1万円のふるさと納税で取り扱える金額の上限というのが3割ですので、3,000円以内ということと取り決めがされております。1万円のふるさと納税でマンゴーやスイカを取り扱う場合は、その値段の中で上質なものをということと、取り決めはされていまして、そのマンゴー部会であったり、スイカ部会であったりというもので調整をさせていただいておりますが、ただ現在言われています質の統一化といいますか、質の向上の部分については、それぞれの部会との経済課を巻き込んで、作物担当を巻き込んでございますが、調整はさせていただいておりますけど、この現在のふるさと納税の中ではその部分についての推進費の中では支出している状態ではございません。以上です。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 10番與儀常次議員の質疑について、ご説明申し上げます。

今帰仁村専門家等活用支援助成金の事業でございますけれども、先ほど議員のほうから、雇いという意味なのかと。賃金に対する補助的なものなのかという話がございましたけれども、これは個人事業者、それから法人事業者の方々が、コロナ禍の影響を受けて事業の継続がかなり難しくなっている場合、事業の

継続を支える。それから雇用の維持を図るとかという意味で、社会保険労務士と、先ほど申し上げました専門家の皆さんのところにご相談に行ったときに手数料が発生すると思います。その手数料に対して、1件につき幾らという形で助成金を流したいということでございます。これちなみに考えられているのが、助成金の額は費用の1件当たり3万円を上限としまして、それを1事業者について3回までを上限として考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

18ページの支援金につきましてですけれども、前回やったのが個人の支援でございまして、今回は法人事業者に限定して支援していきたいと考えております。

周知も再度かということ、2回かということであったんですけれども、重ねますけれども、今回は法人事業者、前は個人の事業者、農業者に関して、一律5万円で支援したんですけれども、今回は一律5万円の法人の事業者に対して支援していきたいというふうに考えております。

周知につきましては、もちろん村広報誌を活用しますが、広報誌に間に合わない場合は、折込チラシを刷ってその広報誌と一緒に各世帯に配布。あと、もちろん村のホームページにも掲載しますし、商工会、観光協会にも改めて依頼をして、賛助会員なり協会員、会員その方にも何らかの形で周知してもらうよう、依頼する予定でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの19ページ、今帰仁城跡整備事業の工事請負費の要因についての確認については、議員のおっしゃるとおり、崩落要因の調査確認の追加に伴う調査が今回、本年度でやるということ。それに伴い本年度予定していた修理工事を次年度に行うということで、この本工事分についての取りやめになる金額が減額になります。こちらについては、4月に行っております整備調査研究委員会における指導において、復旧作業を行っているところでございます。

○ 座間味 薫 議長 10番 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 12ページ、ふるさと納税の返礼品についてですけど、この返礼品の農家、生産者、加工業者も含めて商工会で登録されている方の返礼品として理解していいですか。これは返礼品を送るときはこの商工会が誰々のものを使うと、大体決めてやっているのか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

12ページのふるさと納税推進事業にかかわります、ふるさと納税の返礼品の取扱いでございしますが、まず商工会に登録ではなくて、商工会に委託をしておりますので、その中で返礼品として取り扱うかどうかというのを審査委員会を商工会を中心に設けております。この審査委員会には、もちろん商工会、それと観光協会、それと役場でいうと企画財政課と経済課とそれとシステム業務を受給していますビッグゲートを含めてこの審査委員会、他市町村の状況を踏まえて、その意見をもらいながら決めております。その中で今帰仁村の特産品であるという第一条件を元に取り扱っておりますので、商工会の会員であるか云々ではないという状況で、その申請主義によって、商工会で受け付けられて審査を通ったものを、返礼品として

扱っている状況でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 歳出について、質疑いたします。

18ページ、先ほどもありましたけれども、7款1項2目の中の18節今帰仁村法人事業経営者等早期再建支援金事業の1,350万円、これの内訳といたしますか。その辺の説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいま8番與那勝治議員の質疑に対しまして、説明いたします。

18ページ、7款1項2目18節の中の今帰仁村法人事業経営者等早期再建支援金事業の内訳についてですけれども、計上する金額のある程度前提となるのが、確定申告を行った法人、今年度立ち上げた法人の10月、現時点はある程度抑えて、トータルで232件を想定しております。ただそれまでに少し増減がありますので、ある程度余裕を持つということと前回のそれと個人の支援金の残分をそのままあてているという状況でございます。改めますけれども、交付額は1法人当たり5万円を上限としております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 5万円ということでありましたけれども、やはり法人、業種によっていろいろな状況があると思いますけれども、これは法人だったらやはり従業員も抱えて大変な状況であると思います。この従業員を維持するために雇用調整助成金なりで活用しながら、従業員を維持されているわけなんですけれども、これ維持するにあたってやはりこの社会保険料を含め、会社が負担するもの、法人が負担するものというのは、結構な金額になってきます。それでこの1法人当たり5万円ということではなくて、この従業員数とか、資本金に応じて変動があってもいいのではないかと思いますけれども、この辺の見解を伺います。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

法人の負担がかなり大きいということも承知をしておりますし、またその法人のある程度の大きさといえますか。資本金云々も含めて、それなりに認識をしているつもりではありますけれども、今回についてはやはり予算の範囲内ということもございまして、とりあえず一律5万円という支援をして何とかスズメの涙ほどではございますけれども、非常に厳しい財政状況もありまして、厳しい状況ではありますけれども、とりあえず村として何とか支援できるぎりぎりの額でございますので、今回については一律5万円ということで支援していこうと考えております。おっしゃっていることは重々理解しておりますので、その辺また新たな事業等が仕組めるのであれば、十分検討していきたいと考えておりますけれども、今回については一律5万円ということで進めていきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 法人といたしましても、やはり先ほど言いましたけれども、いろいろとありましてやはり大打撃を受けるところもありますし、今回のように宿泊業者に対していろんな事業を組んだりとか、当局なりの努力はあると思います。これを把握するためにも、各業種、事業者の売上げがどうなっているのかとか。宿泊業者でいえば90%、95%マイナスというところもたくさんありますので、それ以外の

事業者でもやはり対前年比30%、40%以上減のところもたくさんあります。業種によってはプラスになっているところもあると思います。なのでこれは一律と言わず、今回は一律かもしれないですけども、臨時交付金とか、第3次補正とかも今後、出てくると思います。村内役場なりの、今帰仁村なりのコロナ支援、そういうのはやはりあっていいのかなど。国もこの持続化給付金とか、これはもうやらないような方向でありました。そうしたらやはり頼れるのは、各地方自治体になってくると思います。臨時交付金を活用した。それは細かくチェックをして、次年度に向けたほうがいいのか。今年度の末でやるのかどうか。この辺も含めて可能性を膨らませていただきたいと思っておりますけれども、その辺、村長の見解、支援はしっかりとやっていただきたいと思っておりますので、村長の見解を伺います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時25分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時26分)

久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 8番與那勝治議員の質疑に、お答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、やはり法人によっても規模が違うというのは、重々理解しているところであります。それでやはりこのコロナ禍において、経済そしてまた環境、人の移動が与えた影響というのは大きいと思っております。それを一番、影響を受けているのが空運、海運、そして宿泊というふうにはデータも出ていると。このコロナ禍で与えた影響ですね。議員おっしゃるとおり、今後に向けて、その辺しっかりと精査、研究をしていって、今後その事業導入に向けて、鋭意努力をしていきたいと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 歳出について、質疑いたします。

18ページの7款1項1目の18節900万円の事業であります、この今日、朝全員協議会で説明いただいた内容だと理解をしております。この事業は900万円という予算、臨時交付金の中でたしかやっているということでもありますけれども、経済観光業の経済回復というのがメインでありますので、まずしっかりとPRの下、900万円といえば村民の大体1割程の予算になるかと思っておりますけれども、まずこの予算がしっかりと活用されることが大事であると思っております。その辺の村民に対してのPR、これ観光協会のほうとの委託ということでもありますので、観光協会のほうになると思っておりますけれども、しっかりとやはり村民の皆様が泊まりたくなるようなPRというのは大事かと思っておりますので、その辺のPRの仕方とか伺います。

続きまして、19ページの10款5項4目12節委託料、先ほどの歳入のほうでも説明がありましたので、これは基礎調査の委託だと理解はしているところではありますけれども、これは基礎調査の中で次年度、14節の工事費、次年度に持ち越しということでもありますので、基礎調査の中で設計費まで込みなのか。伺いたしたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 2番上原祐希議員の質疑について、説明いたします。

18ページ、7款1項1目の18節、今帰仁村観光業経済回復及び村民の浜活用事業について、説明なんですけれども、このPR方法等々についても、議員おっしゃるとおり、観光協会が受託しておりますので、

その中ではしっかり行うことはもちろんですが、もちろん村の支援もあります。それ以上に宿泊業者についても、午前中に少し説明したんですけれども、手をこまねくのではなくて、しっかりと自分たちからもPRをしていくと。事業の目的についても、その後の村のPR自体が最終的な目的でございますので、そうなるためには、双方がしっかりとスクラムを組んで、村内外及び県外も含めて、しっかりとPRをしていきたい。コロナがある程度収束したときに、今帰仁村にお越しいただくような企画をしっかりと練って、発信してもらいたいという思いでございます。それを踏まえるとやはり、村民の方にもPRはもちろん重要でございますので、いろんな手を使いながら観光協会と手をとって、もちろん商工会も含めてですけれども、しっかりと周知をしていきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいま2番上原祐希議員の質疑について、説明いたします。

19ページ、10款5項4目今帰仁城跡整備事業費、こちらの委託料につきましては、議員のおっしゃるとおり、基礎根石状態の確認を行いながら、工法についてもこの基礎の状態が変わってきますので、そちらに関する設計費についても、計上となっております。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 19ページの今帰仁城跡整備事業費に関しては、理解いたしましたので、終わりたいと思います。

18ページなんですが、課長が言うとおりの事業者の魅力というか、さらに事業者自身のサービス内容を含め、またさらに魅力化を発信していければいいなと思います。先ほど1番議員からもありましたけれども、サービス内容もしっかりとこの機会に事業者がまたさらにいいサービスを提供できるような仕組みができればいいです。PRがさらにこれにつながって、次年度以降しっかりと回復に向けて、村内外に発信できるという素晴らしい事業だというのは理解しました。

これはすごくいい事業ですけれども、まずこの予算内でしっかりとこれが果たしていることが第一条件で、これは果たせたらいいなと思います。もしこれが好評でそれ以上の需要が出た場合に、これ臨時交付金の中で2,500万円ほどでしたか、のイベント費だったかと理解しておりますけれども、900万円以上のこの予算を、さらに弾力化というか、もし需要が増えた場合に、さらに増やすことも含めて、可能かどうか。伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

議員おっしゃるとおり、それ以上がいわゆる支援ということで回るとなると、かなり素晴らしいことだと理解しております。その18節の中の観光業経済回復及び村民の浜活用事業の中で一活した事業でありますので、それ以前にも計上されている金額がありますので、その中で逆にこう観光協会の中で重点を置く事業にシフトするとか、いろんな柔軟な対応は可能かというふうに考えております。村としては、議会がございまして、そのタイミング等もありますけれども、現在その事業費の中で、他の事業とも組み合わせることによって、議員がおっしゃるとおり、大きな成果が出るということも考えられますので、その中で柔軟に対応していくというふうに考えております。

そうなることが、非常に素晴らしいことでありまして、次のコロナ収束に向けて、今帰仁村に目を向けていただければという目的がありますので、それに向けてまた観光協会としっかりと連携していきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第44号 令和2年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第44号 令和2年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りします。

本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和2年第5回今帰仁村議会臨時会を閉会します。

(閉会時刻 午前11時36分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫

署名議員 與 儀 常 次

署名議員 嘉 陽 崇